

## 北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱

平成 29 年 10 月 23 日 北秋田市告示第 119 号

令和 4 年 3 月 31 日 北秋田市告示第 107 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、北秋田市（以下「本市」という。）への移住者の定住を図ることを目的として、移住初期の経済的負担に対する支援を行うため、移住者融資資金利子補給費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、移住とは秋田県外から本市へ住民登録し居住することをいう。ただし、補助金の交付を希望する者が過去において本市に住民登録し居住したことがある場合は、本市を転出した日から 1 年以上経過した後、本市へ住民登録し居住することをいうものとする。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市と提携する金融機関（以下「融資機関」という。）から、別表に定める移住者向けローン（以下「移住者ローン」という。）を借入れた者
- (2) 秋田県外から本市への移住の事実を確認することができ、かつ融資実行日時点で移住後 3 年以内の者
- (3) 転勤等により一時的に本市へ住民登録し居住する者以外の者

### (補助対象経費)

第 4 条 この補助金による補助対象経費は、補助対象者が融資機関から借り入れた移住者ローンの返済額のうち、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に生ずる年利 2.5% を上限とした利子の全額とする。ただし、補助対象者による返済が遅延したことに起因して増額された遅延利息は、対象としない。

### (対象支援ローン)

第 5 条 補助金の対象となる移住者ローンは、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に貸付けが実行されたものとする。

- 2 補助金の対象となる移住者ローンの融資金の使用用途は、融資機関が定めた用途とする。
- 3 この補助金の補助対象期間は、対象となる融資の実行を受けた時から最大 7 年間とする。

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とする。

2 補助金の交付の回数は、原則として、同一世帯につき1回に限る。

3 補助金の額を算定する基準となる期間は、申請初年度においては融資実行日から当該年度内の3月31日までとし、2年度目以降においては毎年度の4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、2年度目以降の申請の場合は、添付書類を省略することができるものとし、返済予定に変更が生じた場合は変更後の書類を添付するものとする。

(1) 移住者ローン返済予定表

(2) 移住者ローンを借入れたことを証明できる書類（金銭消費貸借契約証書等）

2 前項の申請書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 初年度の申請は、融資実行日から1カ月以内とする。

(2) 2年度目以降の申請は、当該年度の4月返済日より前とする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査し、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、毎年度、支払期間が終了後、速やかに実績報告書（様式第3号）に支援ローンの返済を証明できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金返済確認書（様式第4号）により各年度の末日における返済状況を融資機関に照会するものとする。

3 融資機関は、前項の規定による照会があったときは、速やかに回答するものとする。

4 市長は、第1項の規定により提出された実績報告書について、第3項の内容を踏まえて速やかに審査し、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、前条の規定による確定通知書が届き次第、速やかに請求書（様式第6号）に返済を証明する書類等を添付して提出しなければならない。

(補助事業の終了)

第10条 補助事業者が、借入れた移住者ローンの返済が終了する前に北秋田市から転出したときは、転出した日をもって補助金の交付を終了するものとする。

(補助金の打切り等)

第 11 条 市長は、補助事業者が移住者ローンの融資金をその借入れの目的以外に使用したと認めるとき、申請書に虚偽の記載があったと認めるときその他市長が補助金を交付することが適当で無いと認めるときは、補助金の支給を打ち切り、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(報告の徴取等)

第 12 条 融資機関は、市長が当該融資機関の行った移住者ローンの融資に関し報告を求めた場合又はその職員による当該融資に関する帳簿、書類等の調査の実施を求めた場合、これに協力するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
(告示の失効)
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。  
(失効に伴う経過措置)
- 3 失効日において補助金の対象となる移住者ローンの借入残高がある場合、移住者ローンを借入れた者と融資機関の当初契約に基づく移住者ローンの返済期間内に限り、この告示はなお効力を有する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 107 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

融資機関名	支援ローン商品名
秋田銀行	移住・定住サポートローン